ｆ　電気事業法による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し５年以上実務の経験を有する者。

ｇ　建築士法第２条第５項に規定する建築設備士となった後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し１年以上実務の経験を有する者。

ｈ　一般社団法人日本計装工業会の行う一級計装士試験（登録計装試験）に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者。

ｉ　前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第７条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。ただし、電気工事業に限る（旧建設大臣が認定した者を含む。）。

ｊ　主任技術者にあっては、登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者又は登録計装基幹技能者における講習修了証を有する者。ただし、実務経験を有する建設業の種類は、電気工事業とする。

イ　配置予定技術者の工事経験

(ｱ)　平成23年度以降公告日までに、２(6)③アの要件を満たす工事を元請の技術者として従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が２(6)③アに掲げる工事の経験を有していればよい。

(ｲ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。ただし、第一次審査資料の提出時において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続中である場合は、監理技術者資格者証にあっては申請済みであることが確認できる資料、監理技術者講習修了証にあっては受講証明書の写し等を開札日の前日までに提出すること。

(ｳ)　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(ｴ)　「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和５年３月13日付け国不建第601号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技第291号）、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

(7)　その他企業の参加資格要件　構成員のうち、１(5)に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、２(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件による。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札参加者は入札書及び第二次審査提出書類をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2)　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業実施体制及び技術力に関する評価（内容点項目）の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点664点）を付与する。

②　賃上げの実施に関する評価（内容点項目）として内容点（最高点28点）を付与する。

③　ワーク・ライフ・バランス等推進の実施に関する評価（内容点項目）として内容点（最高点８点）を付与する。

④　最低入札価格を当該入札参加者の入札価格で除した数値に得点を乗じた価格点（最高点300点）を付与する。

(3)　(1)において、総合評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

(1)　担当部局　〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号　国土交通省北海道開発局函館開発建設部契約課上席専門官（入札担当）　電話0138―42―7532（ダイヤルイン）

(2)　入札説明書等の交付期間、場所及び方法　令和８年９月17日から令和８年12月２日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。

上記(1)において、発注者が所有する電子媒体（ＤＶＤ）の貸与により交付する。

(3)　入札参加表明及び第一次審査提出書類の提出期間、場所及び方法　提出期間は、令和８年９月17日から令和８年10月22日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。提出場所は４(1)に同じ。提出方法は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない（以下同様。）。

(4)　入札書及び第二次審査提出書類の提出期間、場所及び方法　提出期間は、令和８年11月５日から令和８年12月２日の休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。提出場所は、４(1)に同じ。提出方法は持参、郵送又は託送により提出すること。

(5)　開札の日時及び場所　開札は令和９年１月22日９時00分。北海道開発局函館開発建設部入札室にて行う。

５　その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除する。

②　契約保証金　納付する。

事業者は、施設更新業務及び施設維持修繕業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア　会計法（昭和22年法律第35号）第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付

イ　会計法第29条の９第２項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ｱ)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(ｲ)　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ　会計法第29条の９第１項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結